



年金から天引き

国民健康保険税の特別徴収の開始

■10月支給分の年金から特別徴収

5月号でお知らせしました国民健康保険税の特別徴収（公的年金から天引き）が、10月支給分の年金から始まります。

世帯の国保加入者が全員65歳から74歳で、年額18万以上の年金を受給している世帯主（擬制世帯主を除く）が対象です。介護保険料と国保税を合わせた額が、年金の2分の1を超える場合は、特別徴収を行いません。また、75歳になる年度や、税額の更正などにより普通徴収になることがあります。

特別徴収の対象世帯主かどうかは、すでにお送りしている納税通知書で確認いただけます。

■特別徴収を口座振替に変更

次の2つの要件を満たす世帯主は、申し出により、特別徴収から口座振替に納付方法を変更することができます。

- ①過去2年間の国保税を滞納なく納付していること
- ②今後の国保税を口座振替により納付すること

○申し出に必要なもの

- ・国民健康保険税納付方法変更申出書
- ・山武市口座振替依頼書依頼者控（す

でに口座振替で納付されている方は必要ありません）

- ・国民健康保険証
- ・印鑑

特別徴収からの変更は、手続きに2か月以上かかりますので、お早めにお申し出ください。

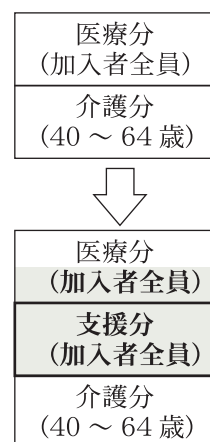
平成20年度国民健康保険税における「支援分」について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の課税区分が「医療分」・「支援分」・「介護分」の3つになりました。

これまでは、「医療分」・「介護分」の2つの課税区分でしたが、後期高齢者医療制度を若年層で支えるため、

新たに課税区分として「支援分」（後期高齢者支援金）を加え、合算して課税することになりました。

◇国民健康保険税の算定方法



いままで

平成20年度から

問合せ 課税課市民税係

☎(80)1281

納付しませんか 付加保険料

付加保険料とは

平成20年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で792,100円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料(平成20年度は14,410円)に付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されるしくみです。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

保険料の免除または納付猶予を受けている方は、付加保険料を納めることはできません。

付加年金額は

付加年金額の計算は次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料納付月数
(65歳から老齢基礎年金を受給する場合)

つまり、保険料月額400円に対して年金額は200円ですから、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から受けるとして、2年間で付加保険料相当分を受け取ることができる計算になります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後に繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

問合せ 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142

※国民年金に関する問い合わせ先がかわりました

千葉国民年金電話センター
略称「千葉国年電話」

☎043(203)5600